

第1章 パート・有期雇用労働者の待遇に関するルール — 1

1 パート・有期労働法と改正点の基本解説 ————— 2

改正の趣旨—雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 2

1 パート・有期労働法への改称と有期雇用労働者への適用拡大 …………… 3

①適用が1年間猶予される中小事業主 3

②パート・有期労働法の適用対象となる労働者 4

2 労働条件の明示に関する改正 …………… 7

3 不合理な待遇差を解消するための規定の整備 …………… 10

改正の趣旨—均衡待遇規定の明確化と有期雇用労働者への適用範囲拡大 10

①不合理な待遇差の禁止（均衡待遇） 11

②差別的取扱いの禁止（均等待遇） 18

③同一労働同一賃金ガイドライン 19

④福利厚生施設の利用機会の付与義務 22

4 待遇に関する説明義務 …………… 22

①待遇差の内容・理由の説明義務 22

②説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止 26

③待遇に関する説明義務（まとめ） 27

2 改正法を踏まえた実務対応Q&A（パート・有期労働法） ————— 29

（弁護士 荻谷 聡史 弁護士 小栗 道乃）

Q1 基本給の相違の不合理性判断 …………… 29

Q2 諸手当の相違の不合理性判断 …………… 33

Q3 住宅手当・家族手当の相違 …………… 44

Q4 賞与の相違の不合理性判断 …………… 51

Q5 退職金の相違の不合理性判断 …………… 56

Q6 福利厚生相違の不合理性判断 …………… 57

Q7 不合理か否かのチェック …………… 64

Q8 待遇差の解消方法 …………… 74

Q9 就業規則の規定、待遇差の説明 …………… 79

Q10 無期転換者の待遇 …………… 82

Q11 定年後再雇用者の基本給 …………… 85

Q12 定年後再雇用者と比較対象労働者 …………… 93

1 労働者派遣法の改正点の基本解説 100

労働者派遣の特性と派遣法改正の趣旨 100

- 1 派遣労働者の待遇を決定するルールの整備 101
 - ① 2つの待遇決定方式 101
 - ② 派遣先均等・均衡方式による均衡待遇・均等待遇の確保措置 103
 - ③ 労使協定方式 106
- 2 派遣先の比較対象労働者に関する待遇情報の提供義務 111
 - ① 比較対象労働者 111
 - ② 提供すべき情報と提供方法 112
 - ③ 個人情報保護、守秘義務の観点からの待遇情報の取扱いに関する留意点 113
- 3 派遣労働者の待遇に関する派遣元・派遣先が講ずべき措置 113
 - ① 派遣元事業主が講ずべき措置 113
 - ② 派遣先が講ずべき措置 115
 - ③ その他の改正事項 117
- 4 派遣労働者に対する労働条件の明示・説明義務 118
 - ① 労働条件に関する事項の明示義務・待遇に関する事項の説明義務の追加 118
 - ② 説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止 122

2 改正法の仕組みとこれを踏まえた実務対応Q & A (労働者派遣法) 123

(弁護士 木村 恵子)

- Q1** 改正法成立の経緯、趣旨等 123
 - Q2** 改正法の施行日と経過措置、施行日をまたぐ派遣契約の留意点等 126
 - Q3** 派遣先等の情報提供義務 130
 - Q4** 比較対象労働者の選定 134
 - Q5** 派遣先の情報提供の方法等 139
 - Q6** 派遣労働者の賃金水準と派遣料金の関係 142
 - Q7** 派遣先による均衡待遇の確保 145
 - Q8** 派遣元事業主による派遣労働者の公正な待遇の確保 150
 - Q9** 派遣先均等・均衡方式の留意点 155
 - Q10** 労使協定の締結単位、過半数代表者選出の留意点 163
 - Q11** 労使協定方式における待遇決定の留意点等 168
 - Q12** 労使協定方式に瑕疵があったことが判明した場合 176
 - Q13** 説明義務の強化 181
 - Q14** 新たな紛争解決手続き 186
- 適正な派遣の受入れのチェックポイント (派遣先用) 189

第3章 行政による履行確保措置と紛争解決制度 ——— 195

1 行政による履行確保措置 ——— 196

改正の趣旨—パート・有期雇用労働者、派遣労働者の待遇に関する規定の実効性確保 196

1 パート・有期労働法上の行政による履行確保措置…………… 196

①報告徴収・助言・指導・勧告等 196

②公表制度 198

2 派遣法上の行政による履行確保措置…………… 198

①指導・助言・報告徴収等 198

②勧告・公表制度 199

③派遣労働者の待遇に関する規定の違反行為への対応 199

2 裁判外紛争解決制度（行政ADR）…………… 201

改正の趣旨—これまで規定のなかった有期雇用労働者、派遣労働者も利用可能に 201

1 苦情の自主的解決…………… 201

2 パート・有期労働法、派遣法上の紛争解決制度…………… 202

①紛争解決援助制度の概要 202

②都道府県労働局長による援助 204

③調停会議による調停 205

④不利益取扱いの禁止 206

巻末資料

〔パート・有期労働法関係〕

■【法律】短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（抄） 208

働き方改革関連法の附帯決議（抄） 213

■【省令】短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（抄） 214

■【告示】短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（パート・有期雇用労働者関係）（抄） 216

■【告示】事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針 222

〔労働者派遣法関係〕

■【法律】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄） 224

■【省令】労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（抄） 238

■【告示】短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（派遣労働者関係）（抄） 248